にとられた法制度を概観した。民間

法に至るスポーツ施設を増やすため 労をとられた。斎藤報告は、一九四一 井上洋一(奈良女子大)会員が司会の ポーツ施設と環境保護」が報告され、 年法から七五年法、八四年法、九二年 ガンをめぐる法的対応」、③小林真理 開」、②中村祐司(宇都宮大)会員の おけるスポーツ施設制度の成立と展 発表の第一部として、①斎藤健司(慶 (早大) 会員の「ドイツにおけるス 大) 会員の「フランス・スポーツ法に 会が開催された。 田大学国際会議場で「スポーツにお ける紛争と事故」と題した第二回大 イギリスにおけるサッカー・フーリ 九時、三階第一会議室で自由研究 九九四年一二月一七日(土)早稲

日本スポーツ法学会

第二回大会開かる

編集人 発行人 濱野吉生 千葉正士

日本スポーツ法学会事務局

▼三五九 埼玉県所沢市三ケ島二ー五七九ー一五

5 第

号

早稲田大学人間科学部濱野研究室内 (電話) 〇四二九 (四九) 八一一一 内三七一三

(FAX) O四二九 (四八) 四三二四 〇四二九 (四九) 八一一一

内三四二九

(研究室 (学科室

ないから、ドイツの規制は参考になろ ものをコントロールするわけにはゆか 防請求が認められるし、騒音規制法も ある。これは事業所や工場を対象とし は物権や人格権に基づく妨害排除・予 音は日本でも受忍限度を超える場合に ているため、スポーツ活動から生じる 観戦契約に対する法の介入を検討した。
 バラ・スタディアムの惨事に関する 直させるのに十分であった。中村報告 自治体中心の施設整備のあり方を考え イツの法規制を紹介した。スポーツ騒 小林報告は、スポーツ騒音に関するド は、フーリガンを取り締まる八九年の 施設を取り込んだ転用の抑制は、国や テイラーリポート」を素材に私人間の サッカー観戦者法

」と九〇年のヒルズ

戸報告は、事故を参加者と随伴的な観 戸啓起(広島県立総合体育館)会員の 危険引受の法理」の報告があった。木 るウェーバーフォームの効力」、⑤木 (大阪経法大)会員の「スポーツ事故と スポーツ事故考察の方向」、⑥及川伸 連し、有意義な報告であった。 指摘された。日本での約款の効力に関 作成者になった主催者が負うべき場合 る場合に、過失に限って免責が認めら で書かれ、被害者が了解したと見られ 失の場合は除き、一般人のわかる言葉 項の有効性を問題にした。故意、重過 催者、レンタルスキー用具の貸主、 場合の参考になろう。鈴木報告はさら には、認められないことも有り得ると れるが、会場の設営のように本来的に ルスクラブの経営者が作成した免責条 に的を絞って、トライアスロン大会主 は同意や推定的同意論の範囲を考える ろうが、登山やゴルフ、スキーに関し 整する過失相殺の方法をとることにな 在によって免責とするか、賠償額を調 提に、違法性阻却あるいは過失の不存 て危険引受けの考えが取れるとの示唆 ^

今後注目されるような問題ばかりであ 一部・二部を通じて何れも日本では

るタイプを米国の assumption of risk の ポーツ参加者が事故の危険を引き受け 図るべきと論じた。及川報告は、ス るものと防げないものに応じた対応を ポーツに内在する事故を分類し、防げ や社会との関わりから来る事故とス 客による行動によるものに分け、自然

会員の司会で、④鈴木モモ子(東女体 続く第二部では、佐藤千春(朝日大) 会員の「アメリカ事故判例におけ

された。日本では、 況を指摘し、日本の判例と対比、検討 廃止され、比較過失へ移行していく状 分け、危険引受けの抗弁を認めた判例 予期された合理的な黙示による場合に 危険に接近する不合理な黙示の場合、 考えに従い、明示による場合、誤って とそうでない判例をあげ、この法理が 加害者の過失を前

お議時間が足りなかったのが惜しまれい、会場は熱気に包まれ、報告時間や

準を確立すること。③プール管理者と からなる「水泳逆飛び込み事故の防止 指導者に安全基準の徹底を図ること を徹底的に検討し、信頼に足る安全基 川について検討機関を設置して事故例 ること。②特に飛び込み台の構造と利 慮し、「①用途に合ったプールの建設 に関するアピール」を採択した。 める等重大な結果を招いている点を考 び込み事故が脊髄損傷の四分の一を占 会が候補者を提示する方式が提案さ 理事会のメンバー選出に関し、現理事 た。また、千葉正士会長からは、次期 る案件が提出され、いずれも承認され の予算案および一〇月一日から翌年九 での収支状況、九五年度九月末日まで が開かれた。野間口英敏(東海大)会 と日本水泳連盟の公認規則に合致しな 月末日までとする会計年度変更に関す 、水深プールでの逆飛び込みを禁止す 一年度後半期と九四年度の九月末日ま (の司会で、濱野吉生事務局長から九 この後、一階井深記念ホールで総会 承認された。さらに、プールの飛

ルの改定や違反処理を巡る問題、団体、原京本郷合同法律事務所)会員の「スポーツ事故の現状と課題」と題した基ポーツ事故の現状と課題」と題した基ポーツ事故の現状と課題」と題した基ポーツ事故の現状と課題」と題した基

の分裂、環境との摩擦、公的規制とスの分裂、環境との衝突等と共に価値観をポーツ理念との衝突等と共に価値観をが一般と区別した上で、ルールが紛争争一般と区別した上で、ルールが紛争のとされ、研究の意義を強調した。望いとされ、研究の意義を強調した。望いとされ、研究の意義を強調した。望いとされ、研究の意義を強調した。望いとされ、研究の意義を強調した。望いとされ、研究の意義を強調した。望いとされ、研究の意義を強調した。望いたされ、研究の意義を強調した。

や指導者に対する誤った期待が誘因と なってきており、指導者の無知や思い 供も運動不足で、機敏に対処できなく は事故発生の潜在要因として大人も子 事責任も同様であるとする。日野会員 為上の安全義務は軽減されないし、刑 会で討論に入った。菅原報告はボラン 井上・山田二郎(東海大)両会員の司 放裁判の法理」と題して報告した後、 笠原正(東亜大)会員が「スポーツ事 ド事故補償法とスポーツ事故」、④小 男(実践女短大)会員が「スポーツを **朗法律事務所)会員が「スポーツボラ** 込みも挙げられるとし、親のスポーツ も、信義則上の安全配慮義務や不法行 ティアは過失相殺の対象にはなって 安全に活動するために」、③根保宣行 (金沢女子大) 会員が「ニュージーラン ンティアとスポーツ事故」、②日野一 シンポジウムは①菅原哲朗(菅原哲

に対している。 は観を 度を説き、小笠原会員は学校体育と社 では、一部では、一部では、一部では、 では、一部では、一部では、一部では、 では、一部では、一部では、一部では、 では、一部では、一部では、一部では、 では、一部では、一部では、一部では、 では、一部では、一部では、一部では、 では、一部では、一部では、 では、一部では、一部では、 では、一部では、 では、一部では、 の遅れという意味での制約はあるだろうし、 とされ、 ②社会保障は事故件数を増加させる難 点があり、自己あるいは加害者責任と とされ、 ②社会保障は事故件数を増加させる難 点があり、自己あるいは加害者責任と

た。ただ、日野会員の④スポーツの危た。ただ、日野会員の④スポーツの危険が法的責任に結びつく以上、指導者の法学教育も必要だとの指摘は、大方の賛同が得られたものと思われる。六時から三階第一会議室で懇親会が開催された。今回の大会ではスポーツの法学的研究が一段と進み、学会が着実な歩みを示しているとの実感を得ることができた。

(佐藤千春 記)

合同

会研究会報告

室で開かれた。記録的な暑さと水不足二三日、早稲田大学国際会議場の会議九四年度の三部会合同の集会が七月

者や審判の抗議に基づき、

審判委員会

定を下すのではなく、レース後、当事審判が、他の競技のようにその場で判

競技規則違反を例に、ヨットにおける抗議と上告」では、接触・衝突による

なっているという。

根保会員は個別保

ポーツ法を共通の話題に会員の交歓がポーツ法を共通の話題に会員の交歓が 度刻前から随所でもたれた。一四時過 ぎ、千葉会長の挨拶のあと、菅原会員、 展間利也(安田生命)氏、船木正文(大 風間利也(安田生命)氏、船木正文(大 大東文化大)会員がそれぞれ三○分の持 ち時間で問題を提起した。

熱中症は、これに含まれる熱射病や横 が知らなすぎると主張された。また、 症の生命に対する危険性を現場の教師 訓練方法は改められるべきだし、 ば防げるのだから、クラブの指導にあ 補給や体温を下げるための処置をとれ を観察し、異常を早く察知し、 を練り、体重をチェックしたり、動き 無・日差しの強弱を考慮した訓練計画 サッカーやラグビーがこれに次ぐと 発生件数の点で野球がずば抜けて多く された後、熱中症による死亡事故は、 の保護者の安全配慮義務について解説 策」と題して、まず、事故を防ぐため もあり、啓蒙の必要があるとされた。 紋筋融解と別のものと思われている節 べき法的責任があると考えて良いとさ たる教師は、迅速で適切な対応をとる いったスポーツの特性や、 風間氏の「ヨット競技規則における 菅原会員は、「少年スポーツの事故対 水を飲ませないような非科学的な 体力の有 水分の

的に提示すべきか、議論が欲しかっ

の範囲に限られようが、どこまで具体

れに応じた場合の効力は同意者の予見

た、③主催者が免責の同意を求め、この線引の必要はありそうである。ま

た。 た。 た。 た。 た。 た。 ののの言い分と証人による証言を聞いて判定を下し、これに理由もつける 生が許される仕組みも訴訟とそっくり であることが紹介された。固有法とし であることが紹介された。固有法とし であることが紹介された。 固有法とし であることが紹介された。 して判定を下し、これに理由もつける にの競技規則における審判の役割、判 であることが紹介された。 は、一定期間内に上 とのあり方を考えさせるものであっ とのあり方を考えさせるものであっ とのまりた。

討された。 で一層助長されたり、症状を隠した 修学旅行・休憩時間など特殊な環境下 だと説く。しかし、生徒の危険の認識 じめやしごき、 がなされがちな点などを指摘され、い 険心や恐怖心・不安定な心理が、遠足・ りしないとされた。また、事故の原因 回避能力がいつどのように身に付いて 受ける権利も自ずから制限があるはず 判別し、危険を回避する能力を身に付 おり、教師と生徒との命令・支配関係 行為が甘受すべき危険にあたるかを検 として、生徒の精神的に未熟ゆえの冒 甘受すべき場合も有り得るから、安全 けさせるためには一定の危険を生徒が から来る危険もあるが、危険と安全を ため、安全義務や権利の範囲がはっき いくか科学的なデータが不足している な教育をする義務や生徒の安全教育を 船木会員の「学校事故裁判の法理 本来の用途と異なる施設の使い方 小・中学校の教育が危険を伴って 体罰や侮辱的な発言・

義務と安全義務、事前に配慮する義務以上の基調報告に対し、①安全配慮

約理論の提示を求める声があった。 任・司法判断との関係、⑦スポーツの の場合医師の手を借りなければならな 難しさ、③学校教育上の危険とスポー 義務と給付義務の違い、②安全を配慮 な基準やスポーツの特性を考慮した契 け、などが問題になり、過失の具体的 合の紛争解決方法の短所と民事刑事責 加者それぞれの責任の範囲、 い事態の判断の難しさ、⑥ヨットの場 ツにおける危険の区別、④指導者と参 しながら危険から身を守らせる教育の と指導上の配慮義務、 般的な危険性と日本的環境の働きか 信義則上の付随 ⑤熱中症

性が明らかにされたように思われる。性が明らかにされたように思われる。との日の研究会では、散会となった。この日の研究会では、一七時、伊藤尭副会長が挨拶され、一七時、伊藤尭副会長が挨拶され、

専門委員会予備会報告スポーツ基本法研究

告がなされた。
告がなされた。
告がなされた。

て、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなわて、以下のことが指摘された。すなおおり、は、以下のことが指摘された。すなわない。

協議がなされた。①本委員会の研究はさらに、委員会の運営方法について

二カ年とし、二カ月に一度程度定例研究会を開催すること、②会員全体から発生体の協議により運営すること、③委員会体の協議により運営すること、④研究成果は、本学会で公表するとともに、現終的には単行本としてまとめること、の話費は、実定法部会費を当ることとなった。

された。

(斎藤健司 記)
長に斉藤健司会員(慶應義塾大)が選長に斉藤健司会員(慶應義塾大)が選長に斉藤健司会員(慶應義塾大)が選長の委員長に小笠原会員が、事務局員会の委員長に小笠原会員が、事務局

専門委員会開催のお知らせ第一回スポーツ基本法研究

出席できない会員であっても、 務局に葉書またはファックスにてお申 発表とその討議を予定しております。 営及び研究方法、並びに実際に存在し して委員会に参加を希望される会員は、 でにスポーツ基本法研究専門委員会事 出席を希望される会員は、四月末日ま ている内外のスポーツ法に関する研究 します。今回の委員会では、今後の運 スポーツ基本法研究専門委員会を開催 前、高田牧舎二階)において、第一 ンター分室A会議室(早稲田大学南門 で、 込下さい。また、次回の委員会会合に 本年五月一三日午後二時より四時 新宿区西早稲田の人間総合研究セ 委員と П

冒頭に現時点での会員数が一二六名であ

|〒二三三 神奈川県横浜市港北区日吉 下記事務局宛にご連絡下さい。

慶應義塾大学体育研究所内 四 | | |

〇四五(五六三) 一一一 事務局 スポーツ基本法研究専門委員会

〇四五 (五六三) 八一二二 内線二七五〇

第四回理事会議事要録

九四年七月二三日 早稲田大学

|林・斎藤・佐々木・佐藤・中村・日野事務局 |本・菅原・濱野・森川理事、小笠原監事、小 出席者 千葉会長、伊藤副会長、井上・坂

|文氏(大東文化大学)、金信敬氏(埼玉短期 ることが報告され、議事に入った。 大学)の入会を了承した。 まず「新入会員に関する件」では、船木正

は送料を注文者が負担することで合意に達 支払うこと、会員には一冊四〇〇〇円、非会 |り、早大出版部の責任者である奥島会員と 員には四五○○円で販売し、郵送の場合に に刊行を依頼すること、五○○冊中の二○ の最終的な交渉の結果、次号以降も出版部 した旨の報告があり、これを了承した。 ○冊については刊行後六カ月以内に代金を 次に「年報に関する件」では、事務局よ

ンポジウムの提言者と基調講演をお願いす 続いて「第二回大会に関する件」では、シ

> くことを決定して閉会した。 七日(土)午後二時より早稲田大学で開 最後に「その他」で、次回理事会を九月

第五回理事会議事要録

九四年九月一七日 早稲田大学

中村・日野事務局員 ることが報告された後、理事の欠席者が多 永井・濱野理事、小笠原監事、斎藤・鈴木・ いため、本日の決定事項については、次回 冒頭に現時点での会員数が一二八名であ

正弘氏(県立新潟東工業高校)、木戸啓起氏 務所)の入会を了承した。 克彦法律事務所)、柳沢尚武氏(東京法律事 (広島県立総合体育館)、坂東克彦氏 (坂東 まず「新入会員に関する件」では、安野

込みがあったことが報告された。 あること、本日までに一八○部の購入申し 第一号の刊行は一〇月上旬になる見込みで 置くこととし、第一号は事務局長が、第二 り第二回大会の基調講演者とシンポジウム 委員長が海外留学中のため、委員長代行を 号は森川会員が当たることとした。なお、 続いて「大会に関する件」では、会長よ 次に「年報に関する件」では、諏訪年報

等については、引き続いて検討していくこ ととした。なお、第三回大会の集中テーマ これを了承するとともに、自由研究発表者 とになった。 プール事故に関するアピールを提案するこ と司会者を決定した。また、総会において、 提言者およびテーマについて提言があり、

最後に「その他」で、次回理事会を一○ 二二日(土)午後二時より早稲田大学で

座長で原案を作成し、次回理事会に報告し る方については千葉・伊藤・濱野と三部会の

て了承を得ることになった。

出席者 千葉会長、伊藤副会長、菅原・

理事会で改めて承認を得ることを確認し、

第六回理事会議事要録

討することを決定して閉会した。

開くことと、そこで第二回大会の細部を検

九四年一〇月二二日 早稲田大学

場合には、会員数が一三二名となることが 林・佐藤・鈴木・中村事務局員 井·西村·濱野·森川理事、小笠原監事、小 報告され、議事に入った。 冒頭に、本日の理事会で承認が得られた 出席者 千葉会長、伊藤副会長、菅原·永

では、事務局より決定内容の報告があり、 これを承認した。 まず「前回理事会決定の承認に関する件」

事会より今日迄、新たな入会申込みはな かった旨が報告された。 次に「新入会員に関する件」では、前回理

定した。 予備費の中から編集費を支出することを決 委員会と年報について規約を整備すること、 ては、編集委員会を再編成すること、編集 あったことが報告された後、第二号につい こと、本日迄に一九〇部の購入申込みが 発行が諸般の事情により大幅に遅れている 続いて「年報に関する件」では、第一号の

認した後、事務局より総会に諮る会計報告、 いて記載方法を一部修正したうえ、これを 予算案、事業計画案が示され、予算案につ の変更と役員選出方法を提案することを確 いて、会長よりアピールとともに会計年度 さらに「大会に関する件」では、総会にお

時より早稲田大学で開くことを決定して閉 究するための委員会を設置することと、次 会した。 回理事会を九五年一月二八日(土)午後二 最後に「その他」で、スポーツ基本法を研

九九五年度

第一回理事会議事要録

九五年一月二八日 早稲田大学

木·中村事務局員 りがあり、現時点でのそれは一三三名であ 村・萩原・濱野・森川理事、小林・斎藤・鈴 冒頭に、前回理事会での会員数報告に誤 出席者 千葉会長、伊藤副会長、永井·西

リアンナ医科大学横浜市西部病院)、関康郎 氏(徳島市立富田中学)、武者春樹氏(聖マ るとの報告があり、議事に入った。 全協会)の入会を了承した。 合同法律事務所)、馬上真平氏(スポーツ安 氏(東京合同法律事務所)、藤本斎氏(東京 まず「新入会員に関する件」では、鎌田稔

した。 会も同様な内容・時間帯で行うことを確認 は、別に問題とする事項はなく、 次に「第二回大会の検討に関する件」で 第三回大

式に決定することとした。 題を取り上げることとし、次回理事会で正 る件」では、スポーツをめぐる契約の諸問 続いて「第三回大会の集中テーマに関す

報告して了承を得ることになった。 委員長代行で原案を作成し、次回理事会に 大会での発表とは別に原稿をお願いする と、第三回大会時に刊行することを決定し、 おおむね第一号に準じた内容で編集するこ 面に働きかけること、第二号については、 なお残りが二六○部あり、その販売を各方 万々に関しては、正副会長・事務局長・年報 ついて、予約の申込みが二四○部あったが さらに「年報に関する件」では、第一号に

ことを決定して閉会した。 一日(土)午後二時より早稲田大学で開え 最後に「その他」で、次回理事会を四月